

大阪府後期高齢者医療広域連合資金管理運用方針細則

1 目的

この細則は大阪府高齢者医療広域連合資金管理運用方針（以下「運用方針」とする）の規定に基づき、資金に余裕が生じた場合の運用について必要な事項を定め、信用リスクへの対応を図ることを目的とする。

2 対象金融機関

運用方針の別表記載の「運用期間及び上限額」を定める金融機関については、下記一覧表のとおりとする。

対 象	金融機関名（申請順）
信用格付機関（スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・ジャパン、日本格付研究所、格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパンのいずれか）において、A評価以上を取得した金融機関のうち、会計管理者が認めるもの	三菱UFJ銀行、 りそな銀行、 みずほ銀行、 三井住友銀行、 三菱UFJ信託銀行、 三井住友信託銀行、 あおぞら銀行、 関西みらい銀行、 兵庫県農業協同組合連合会、 尼崎信用金庫、 南都銀行、 紀陽銀行、 SBI新生銀行、 京都銀行、 大阪府信用農業協同組合連合会、 名古屋銀行、 香川銀行、 東京スター銀行、 野村證券、 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、 SMBC日興証券、 広島銀行

附 則

この細則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年8月19日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年11月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年1月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年12月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年12月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年2月16日から施行する。